

### (3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度鳥取県一般会計補正予算（第5号）について、次のとおり専決処分をする。

令和3年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和3年度鳥取県一般会計補正予算（第5号）

令和3年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ372,370,442千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		千円 73,182,853	千円 330,000	千円 73,512,853
	2 国庫補助金	55,386,586	330,000	55,716,586
歳 入 合 計		372,040,442	330,000	372,370,442

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商 工 費		千円 19,166,600	千円 330,000	千円 19,496,600
	1 商 業 費	8,496,068	330,000	8,826,068
歳 出 合 計		372,040,442	330,000	372,370,442